

平成24年度 決算審査報告

監査委員 **山本哲雄** **野田卓治**

平成24年度甲賀市一般会計および各特別会計決算、基金の運用状況、公営企業会計決算、財政健全化および経営健全化判断比率について、審査に付された各会計の決算書および付属書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確で、適正に執行されているものと認めました。

まず、一般会計の実質収支額は6億8千万円余の黒字であり、特別会計全体の实質収支額は10億4千万円余の黒字となっております。

また、病院事業会計決算では、当年度純損失7千6百万円余となっており、平成24年度から公営企業会計適用となった診療所事業会計および介護老人保健施設事業会計では、それぞれ9百万円余、1千百万円余の純利益となっております。水道事業会計決算では、当年度純利益が2億7千万円余となり、結果当年度未処理欠損金は1億3千万円余となりました。

次に、財政健全化判断比率では、各会計の実質収支額が黒字を維持していることから、実質赤字

比率および連結実質赤字比率は算定されず、実質公債費比率および将来負担比率はいずれも前年度より減少するなど、4指標とも総務省が示す早期健全化基準を下回っていることから、良好な状態にあると認められます。

しかしながら、先の読めない景気動向の中にあつて、本市の財政事情が大きく好転する要素も見出し難く、市民ニーズに対応したまちづくりを目指していくうえで、今後もより一層の財政需要の増加が見込まれるところであります。

このような中、今後の財政運営にあたっては、市税収入をはじめとした財源の確保に積極的に努められると共に、これまでの行財政改革を着実に継続し、将来的に持続可能な財政基盤の確立を図っていくことを望むものであります。

以上、平成24年度決算審査における報告といたします。

問い合わせ
監査委員事務局
☎65-0656 / ☎63-4577

- **委員の選任および推薦(敬称略)**
 - 甲賀市固定資産評価審査委員会委員
 - 田中 正裕
 - 辻 富子
 - 竹内 重行
 - 人権擁護委員
 - 西村 泰雄
 - 堂山 さかえ
- **平成24年度決算**
6ページに掲載
- **平成25年度補正予算**
 - 平成25年度甲賀市一般会計補正予算(第3号)
 - 平成25年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 平成25年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 平成25年度甲賀市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 平成25年度甲賀市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - 平成25年度甲賀市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- **条例の制定**
 - 甲賀市子ども・子育て応援団会議条例
 - 甲賀市地域市民センター設置条例の一部を改正する条例
 - 甲賀市税条例の一部を改正する条例
 - 甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 甲賀市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例
 - 甲賀市農村集落センター条例の一部を改正する条例
- **契約の締結**
 - *工事名 市営住宅寺庄団地新築工事(建築主体工事)
 - 契約額 3億2,235万円
 - 契約相手方 株式会社フジサワ建設

第4回甲賀市議会定例会が8月26日から9月19日までの会期で開催されました。市が提案し、審議・可決された主な議案は次のとおりです。

平成25年第4回 甲賀市議会定例会

健全化判断比率および 資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成24年度決算に基づく甲賀市の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

財政健全化について

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されています。健全化判断比率および資金不足比率が一定の基準値を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画を策定することなどが義務付けられます。

算定の結果、各比率は基準値を下回るとともに、算定開始以来、改善傾向を維持しています。しかし、税収が伸び悩む中、高齢化の進展や経済情勢の悪化などにより社会保障関係の経費は年々増加してきており、また、下水道を中心とする公営企業債の返済は依然として高い水準で推移することが見込まれます。今後も限られた財源を効果的に活用するとともに、一層の財政の健全化に向けた取り組みを進めていきます。

- **健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合**
・財政健全化計画を策定 ・外部監査要求の義務付け など
- **健全化判断比率のうち下記の①～③が財政再生基準以上の場合**
・財政再生計画を策定 ・外部監査要求の義務付け・地方債の制限 など
- **資金不足比率が経営健全化基準以上の場合**
・経営健全化計画の策定 ・外部監査要求の義務付け など



健全化判断比率

①実質赤字比率

…一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合を示すものです。(単位:%)

		早期健全化基準	財政再生基準
参考	平成24年度	— (※赤字額なし)	12.13
	平成23年度	— (※赤字額なし)	12.15
	平成22年度	— (※赤字額なし)	12.16

◆H19決算の算定開始以来、一般会計等の実質収支額は黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。

②連結実質赤字比率

…全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合を示すものです。(単位:%)

		早期健全化基準	財政再生基準
参考	平成24年度	— (※赤字額なし)	17.13
	平成23年度	— (※赤字額なし)	17.15
	平成22年度	— (※赤字額なし)	17.16

◆H19決算の算定開始以来、全会計の実質収支額は黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。

③実質公債費比率

…借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、市の収入を借入金の返済にあてる割合が小さいほど数値は小さくなり、健全であるといえます。(単位:%)

		早期健全化基準	財政再生基準
参考	平成24年度	13.1	25.0
	平成23年度	14.8	25.0
	平成22年度	16.8	25.0

◆「返す以上に借りない」ことを基本に市債の発行を抑え、前年度に引き続いて民間の金融機関から借り入れた市債の繰上償還を行いました。これにより、元利償還金が減少し、実質公債費比率は13.1%となり、前年度から1.7ポイント改善しました。(平成24年度末現在の借入金残高は約352億円(普通会計ベース)で、前年度から約4億円減となりました。)

④将来負担比率

…一般会計等の借入金(地方債)や支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合を示すもので、借入金残高などの負担が少ないほど数値は小さくなり、健全であるといえます。(単位:%)

		早期健全化基準	財政再生基準
参考	平成24年度	69.2	350.0
	平成23年度	80.5	350.0
	平成22年度	92.9	350.0

◆「返す以上に借りない」ことを基本に市債の発行を抑えるとともに、可能な限り繰上償還を行ってきました。これにより、地方債残高が減少し、将来負担比率は前年度から11.3ポイント改善され、69.2%となりました。

資金不足比率

…公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合を示すものです。

◆全ての公営企業会計(病院・水道・診療所・介護老人保健施設・公共下水道・農業集落排水)で資金不足は生じていません。経営健全化基準…20.0%

問い合わせ 財政課 財政係 ☎65-0676 / ☎63-4561